

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	5 - 3
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	第3条第1項第3号		
許認可等	土石の投入等の許可				
1 根拠規定 (許可) 第3条 普通海域において、次に掲げる海域の使用等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 海域の占有 (2) 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取 (3) 土石の投入その他海底の形状を変更する行為(法令の規定により禁止されている行為を除く。以下「土石の投入等」という。)					
2 審査基準 (愛媛県の海を管理する条例) (許認可等の基準) 第6条 知事は、第3条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 海域の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。 (2) 海域の環境保全及び災害防止に十分配慮されたものであること。 (3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。 (4) その他知事が定める基準に適合するものであること。 (愛媛県の海を管理する条例施行規則) (許可の基準) 第6条 条例第6条第4号の知事が定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 申請者が、申請に係る海域の使用等を適正に行うと認めるに足りる信用を有していること。 (2) 申請に係る海域の使用等の場所、規模及び方法が、その目的に照らし適正かつ合理的なものであること。 ・愛媛県の海を管理する条例の施行について(平成7年12月27日付け河第1064号土木部長通知)【愛媛県の海を管理する条例に係る審査基準について(平成9年2月24日付け第182号土木部長通知)で一部改正】					
第3 土石の投入等の審査基準 条例第3条第1項第3号の土石の投入その他海底の形状を変更する行為の許可は、次の要件を満たす場合に限り、許可するものとする。					
1 基本的事項 ア 土石の発生場所、発生数量、発生時期、発生原因及び投入経路が明らかであり、土石の発生原因の行為者と申請者の関係が明らかであること。 イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物を含まないこと。 ウ 投入する土石が、海岸汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

- 定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和48年総理府令第6号)別表第1に規定する基準に適合するものであること。
- エ 工事の施行方法が、工事施行区域外の海域の水質について、水質汚濁に係る環境基準について規定する水質基準を維持し、又は現状より悪化させないものであること。
- オ 工事の施行に当たっては、汚濁発生の抑制に努めるとともに、付近に養殖生けす及び海水の取水施設等がある場合等においては、汚濁防止対策が講じられていること。
- カ 公共事業(計画を含む。)に支障とならないこと。
- キ 公共施設の管理又は利用に支障とならないこと。
- ク 土石の投入等の計画の内容(規模、位置選定理由、工事方法等)が目的に照らし、適正かつ合理的なものであること。

3 その他

- ア 条例及び海岸汚染及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- イ 適正な資金計画が立てられ、事業実施が確実なものであること。